

長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の支給について

令和2年3月10日付け事務連絡にて厚生労働省保険局より、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給が求められました。

【条例改正内容】

国保の被保険者で給与の支払いを受けている者（以下、被用者という。）に対して、傷病手当金を支給する制度を新たに創設します。

条例に傷病手当金の対象、金額、支給期間、給与等との調整、適用日を規定します。

傷病手当金**●対象者**

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者。

●支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

●支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

●適用期間（国民健康保険条例施行規則により規定）

令和2年1月1日～12月31日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合は健康保険と同様、最長1年6月までとします。）

【財政支援】

傷病手当金の支給に要した額は、国から特例的に特別調整交付金として財政支援が行われます。

長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、長久手市議会臨時会で議決され令和2年5月21日に公布されました。